

【信州・青木村 地域おこし協力隊募集要綱】

青木村の抱える、少子高齢化、若者の流失、雇用の場の不足、観光事業の伸び悩み、農業をはじめとした産業の後継者不足などの課題を解決し、青木村を未来に向けてより元気な村とするため、三大都市圏から人材を受け入れ、新しい発想や新しい創造により地域づくりを進めるために「信州・青木村 地域おこし協力隊」を募集いたします。

地域おこし活動に意欲・興味のある方、将来青木村において、定住・起業・就業するなど意欲を持った方などの募集をお待ちしております。

1. 募集人員

地域おこし協力隊 隊員 若干名

2. 活動募集概要

- (1) 特産物の振興、新たな特産物開発及び農業の六次産業化に関する支援活動
- (2) 観光振興及び新たな観光資源の創出に関する支援活動
- (3) 上記(1)(2)以外で地域コミュニティ活動、村おこし支援活動並びに青木村の活性化につながる支援活動

3. 募集対象

- (1) 年齢 平成30年4月1日現在で 概ね20歳以上50歳以下の方
- (2) 性別 問いません
- (3) 住所 現在三大都市圏等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に居住し委嘱後に、住民票を青木村に異動し、移住できる方
- (4) 普通自動車運転免許証を取得し、日常的に普通自動車を運転している方
- (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル）及びインターネットを活用できる方
- (6) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方
- (7) 地域の活動やイベントにも参加できる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (9) その他 家族での居住も可能です

4. 活動時間

○活動日数 週5日 週24時間以内

○活動時間 支援活動内容によって協議により決定します。夜間、土、日等の勤務は週勤務時間内で調整します。

5. 勤務地

○青木村内

6. 採用形態

○形態 青木村 地域おこし協力隊として青木村長が委嘱します
(雇用形態では有りません)

○期間 任用開始日から1年間(ただし、1年単位で最長3年まで延長することができます)

○協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことが出来るものとします。

7. 報償費等

○月額 166,000円(予定) 社会保険等は適用されません。活動の損害保険は村の負担で加入します。また、健康保険及び年金は各自で対応してください。

8. 待遇・福利厚生

○住居 村で空き家を借り上げ提供します

○自動車 支援活動並びに生活に必要な自動車は無償提供します

○活動経費 協議の上必要に応じ予算の範囲内で村が負担します

9. 休日・休暇

○協議の上決定します

10. 募集方法

平成30年2月5日(月)～平成30年2月23日(金) 必着

(1) 提出書類

①履歴書(市販のもので可、写真添付必須)

②レポート(A4で書式自由、パソコン可 1000文字程度)
「あなたが目指す青木村の活性化策」

③住民票の写し

④運転免許証の写し(表面、裏面)

(2) お申し込み・お問い合わせ先

〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢111番地
青木村役場 総務企画課 事業推進室

TEL 0268-49-0111 (内線115)

FAX 0268-49-3670

Eメール webmaster@vill.aoki.nagano.co.jp

※メールの返信がない場合は、お手数ですが直接、電話にてお問い合わせください。

1.1. 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

募集書類等の受付後、書類選考の上、結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考（個人面接：青木村役場で実施）

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

1.2. その他

- ①村では定住に関する支援 青木村地域おこし協力隊期間終了後、青木村に定住に向けた支援を行います
- ②住居は村で古民家の空き家を借り上げ無償で用意します（家族での居住も可能です）
- ③支援活動並びに生活に必要な自動車は村がレンタカーを借り上げ、無償で貸与します（任意自動車保険料は自己負担となります。）
- ④光熱費、水道費はご自身で負担をいただきます
- ⑤家電・家具等の生活必需品は原則、ご自身でご手配いただきます
- ⑥応募、転居等に伴う経費についてはご自身でご負担をいただきます